

東大阪市(仮称)こどもセンター・
図書館複合施設整備事業

基本協定書 (案)

令和●年●月
東大阪市

目 次

第 1 条	(目的)	1
第 2 条	(基本的合意)	1
第 3 条	(SPC の設立等)	1
第 4 条	(SPC の株式譲渡の禁止等)	3
第 5 条	(SPC の組織変更の禁止等)	3
第 6 条	(準備行為)	4
第 7 条	(資金調達)	4
第 8 条	(事業契約の締結)	4
第 9 条	(業務の委託、請負)	7
第 10 条	(第三者委託等における暴力団等の排除措置)	7
第 11 条	(事業契約不調の場合における処理)	8
第 12 条	(賠償金)	9
第 13 条	(連帯責任及び代表企業の義務)	10
第 14 条	(秘密保持)	10
第 15 条	(有効期間)	10
第 16 条	(準拠法及び裁判管轄)	11
第 17 条	(協議)	11
別紙	定義集	13
別記	様式第 1 号(第 3 条第 3 項、第 4 項関係)	15
別記	様式第 2 号(第 3 条第 4 項、第 4 条第 3 項関係)	17

東大阪市(仮称)こどもセンター・図書館複合施設整備事業

基本協定書（案）

東大阪市(仮称)こどもセンター・図書館複合施設整備事業(以下「本件事業」という。)に関し、東大阪市(以下「市」という。)と、【 】、【 】、【 】及び【 】との間で、以下のとおり基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

なお、本基本協定で用いる定義は、上記に定めるもののほか、別紙「定義集」に定めるとおりとする。

(目的)

第1条 本基本協定は、本入札手続により、落札者がSPCを通じて本件事業を実施する者として選定されたことを確認し、落札者の代表企業及び構成企業が本件事業を実施するために今後設立するSPCをして、本件事業及び本件事業に係る資金調達並びにこれらに付随し関連する事項に関する事業契約である本件事業契約を締結せしめ、その他本件事業を円滑に実施するために、市と落札者構成企業が負うべき責務と必要な諸手続について定めることを目的とする。

(基本的合意)

- 第2条 市と落札者構成企業は、落札者が、本入札手続により、SPCを設立しSPCをして本件事業を実施せしめる者として選定されたことを、確認する。
- 2 市と落札者及び落札者構成企業は、本件事業契約(仮契約及び本契約)の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。
 - 3 落札者及び落札者構成企業は、本件事業契約締結のための協議において、本入札手続における市の要望事項を尊重しなければならない。

(SPCの設立等)

第3条 代表企業及び構成企業は、本基本協定締結後、本件事業契約の仮契約を締結する予定日である令和8年2月10日の5日前までに、会社法に定める株式会社として、本件事業のみを行うことを目的とした、次の各号の要件を満たすSPCを設立し、その商業登記の履歴事項全部証明書の原本、定款の原本証明付写し、代表印の印鑑証明書及び株主名簿の原本証明付写しを市に提出するとともに、SPCの発行済株式総数、議決権総数並びに各出資者の持株数及び議決権数を市に報告しなければならない。なお、次の各号の要件は、市の承諾なき限り、本件事業期間を通じて維持されなければならないものとする。

- (1) SPCは、東大阪市内に設立するものとするが、本件事業の事業予定地(大阪府東

大阪市南四条町所在、地番 742 番 1 の土地) 内に設立してはならない。

- (2) SPC は、会社法第 107 条第 2 項第 1 号イに定める事項について定款に定めることにより、その発行する全ての株式を会社法第 2 条第 17 号に定める譲渡制限株式とすること。ただし、会社法第 107 条第 2 項第 1 号ロに定める事項、会社法第 139 条第 1 項ただし書に定める事項及び会社法第 140 条第 5 項ただし書に定める事項については、SPC の定款に定めてはならない。
 - (3) SPC の資本金は、提案書類に示された金額以上とする。
 - (4) SPC は、会社法第 108 条第 1 項に定める「内容の異なる二以上の種類の株式」を発行しないこと。
 - (5) SPC は、会社法第 109 条第 2 項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う」旨を定款に定めないこと。
 - (6) SPC は、募集株式の割当てに関する会社法第 204 条第 1 項に定める決定について、SPC の定款に会社法第 204 条第 2 項ただし書にある別段の定めを定めないこと。
 - (7) SPC は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第 243 条第 1 項に定める決定について、SPC の定款に会社法第 243 条第 2 項ただし書にある別段の定めを定めないこと。
 - (8) SPC は、取締役会及び監査役を設置する株式会社であること。
- 2 代表企業及び構成企業は、必ず SPC に出資しなければならない。また、代表企業及び構成企業は、本件事業期間にわたり、次に掲げる要件に従って、各要件を維持するものとする。
 - (1) 代表企業は、出資者中最大の出資割合を持つこと。
 - (2) 代表企業及び構成企業の出資割合の合計が、出資額全体の 50%を超えること。
 - (3) 代表企業が保有する議決権の割合が、SPC の総株主の議決権のうち最大の割合となること。
 - (4) 代表企業及び構成企業が保有する議決権の合計割合が、SPC の総株主の議決権の 50%を超えること。
 - 3 代表企業及び構成企業は、出資者保証書（別記様式第 1 号）に定める数量の SPC の株式を引き受けるものとする。
 - 4 代表企業及び構成企業は、本件事業契約の仮契約の締結日において、出資者保証書（別記様式第 1 号）を市に提出するとともに、代表企業は、SPC の株式を保有する代表企業及び構成企業以外の者から、誓約書（別記様式第 2 号）を徴求して市に提出しなければならない。
 - 5 代表企業及び構成企業は、SPC の定款の変更を行う場合には、事前に市に通知し、変更後の定款の原本証明付写しを市に提出するものとする。

(SPCの株式譲渡の禁止等)

- 第4条 代表企業及び構成企業は、本件事業期間が終了するまでの間 SPCの株式を保有するものとし、保有する SPCの株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う場合には、市の書面による事前の承諾を得なければならない。その有する株式の議決権が総株主の議決権に対して占める割合を変更する行為についても同様とする。
- 2 代表企業及び構成企業は、前項の規定に基づき市の承諾を得て SPCの株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行った場合には、当該処分に係る契約書の原本証明付き写しをその締結後速やかに、市に提出しなければならない。
 - 3 代表企業及び構成企業は、第1項の市の書面による事前の承諾を得て、株式の譲渡を行う場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、当該譲渡と同時に、誓約書(別記様式第2号)を徴求して市に提出しなければならない。
 - 4 代表企業及び構成企業は、SPCの株式を保有する代表企業及び構成企業以外の者が第1項に掲げる行為を行う場合には、当該者をして、前3項に規定される内容を遵守させなければならない。

(SPCの組織変更の禁止等)

- 第5条 代表企業及び構成企業は、本件事業期間にわたり、SPCをして、次の各号に定める事項を遵守させなければならない。
- (1) SPCは、市の事前の書面による承諾なく、会社法第743条に定める組織変更を行わないこと。
 - (2) SPCは、市の事前の書面による承諾なく、他の株式会社の株式を取得しないこと。
 - (3) SPCは、市の事前の書面による承諾なく、他の合名会社、合資会社又は合同会社の社員とならないこと。
 - (4) SPCは、市の事前の書面による承諾なく、会社法第447条に定める資本金の額の減少を行わないこと。
 - (5) SPCは、市の事前の書面による承諾なく、会社法第748条に定める合併、会社法第757条に定める吸収分割、会社法第762条に定める新設分割、会社法第767条に定める株式交換又は会社法第772条に定める株式移転を行わないこと。
 - (6) SPCは、市の事前の書面による承諾なく、会社法第466条に定める定款変更を行わないこと。
 - (7) SPCは、市の事前の書面による承諾なく、会社法第467条に定める事業譲渡を行わないこと。
 - (8) SPCは、市の事前の書面による承諾なく、解散しないこと。

(準備行為)

- 第6条 落札者は、SPC 設立の前後を問わず、また、本件事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本件事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において市と協議のうえ市の承諾を得た事項について、準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ合理的な範囲で、当該準備行為に協力するものとする。
- 2 落札者は、前項の準備行為の結果（設計に関する打合せの結果を含む。）を、本件事業契約締結後速やかに SPC に引き継ぐものとする。

(資金調達)

- 第7条 落札者は、SPC への出資、出資者の募集を募り、また、資金の借入れその他の SPC が必要とする資金調達を実現させるものとする。
- 2 落札者は、前項に基づく資金調達を行うに当たり、SPC に対して融資を行う金融機関等が決定した場合には、当該金融機関等の名称その他の詳細を明らかにしなければならない。

(事業契約の締結)

- 第8条 落札者は市に対し、SPC をして、令和8年2月10日までに、本件事業契約の仮契約を締結しせしめるとともに、東大阪市議会の議決を経た上で、令和【 】年【 】月【 】日までにその本契約を締結せしめるものとする。なお、本件事業の入札説明書に併せて公表する事業契約書（案）の内容は、原則として変更しないものとする。
- 2 市と落札者は、本件事業契約が東大阪市議会の議決を経た後にその本契約を締結することにより成立し同時にその効力が発生するものであることを、互いに確認する。
- 3 第1項の本件事業契約の仮契約締結後、東大阪市議会において議案が否決された場合には、仮契約は無効となるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、市は、本件事業契約の本契約締結前に、本入札手続に関し、落札者又は落札者構成企業のいずれかに次の各号のいずれかの事由が生じたときは、SPC との事業契約（仮契約又は本契約）を締結しないことができ、また、仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。
- (1) 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、落札者又は落札者構成企業に対する独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、落札者又は落札者構成企業に対する独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の

規定により取り消された場合を含む。)

- (3) 独占禁止法第7条の2第1項ただし書又は第7条の9第1項ただし書若しくは同条第2項ただし書の規定により、課徴金納付命令を受けなかったと認められるとき。
 - (4) 独占禁止法第7条の4第7項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けたとき。
 - (5) 第1号及び第2号のほか、排除措置命令又は課徴金納付命令(これらの命令が落札者又は落札者構成企業に対して行われたときは命令が確定したものをいい、落札者又は落札者構成企業に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (6) 排除措置命令又は課徴金納付命令により、落札者又は落札者構成企業に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者構成企業等に対し課徴金納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札が行われ、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (7) 落札者、落札者構成企業、又はその役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号若しくは第2項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - (8) 落札者構成企業の役員又は代理人、使用人その他の従事者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑が確定したとき。
- 5 本条第1項の定めにかかわらず、市は、本件事業契約の本契約の締結がなされる前に落札者又は落札者構成企業のいずれかに次の各号に定める事由が生じたとき(第2号及び第3号に定める事由については、当該事由が判明したとき)、本入札手続の入札説明書等に規定する入札参加者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は入札説明書等に定める入札参加資格を欠くに至ったときは、本基本協定を解除し本件事業契約(仮契約及び本契約)を締結しないことができる。また本件事業契約の仮契約を締結していた場合であってもこれを解除することができる。ただし、かかる場合であっても、市は、やむを得ないと認めた場合は、構成企業又は協力企業の変更又は追加を認めた上で、本件事業契約の仮契約及び本契約を締結

することができ、仮に仮契約を締結している場合であってもこれを解除せず存続させることができる。

(1) PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当したとき。

(2) 偽りその他不正の方法により入札説明書等に基づく選定手続において落札者として選定されたとき。

(3) 落札者又は落札者構成企業が、以下のいずれかに該当したとき。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役その他経営に実質的に関与している者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役その他経営に実質的に関与している者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本条において同じ。）が暴力団等であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、正当な理由なく本基本協定に違反し、その違反により暴力団等を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

6 市は落札者又は落札者構成企業に対し、これらの企業の役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を警察に提供することにより落札者構成企業又はその役員等が暴力団等であるかどうかについて意見を聴くことができる。

7 落札者構成企業は、市が、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、本件事業の実施以外の業務において暴力団等の排除措置を講ずるために利用し又は個人情報保護法第 69 条第 2 項に従って利用し、又は提供することがあることを予め了承するものとする。

8 市と落札者構成企業は、本件事業契約締結後も、本件事業の円滑な実施のために互いに協力しなければならない。

(業務の委託、請負)

第9条 落札者は、SPCによる本件事業の実施に関し、SPCをして、①設計業務を【 】¹に、②建設・工事業務を【 】²に、③工事監理業務を【 】³に、④開業準備業務を【 】⁴に、⑤維持管理業務を【 】⁵に、⑥付帯事業業務を【 】⁶に、⑦その他の業務を落札者構成企業のうちのいずれかに、それぞれ委託させ、又は請け負わせるものとし、設計企業、建設企業、工事監理企業、開業準備企業、維持管理企業及び付帯事業企業は、それぞれ上記各業務を受託し、又は請け負う。

2 落札者は、本件事業契約の本契約が市とSPCとの間で締結された後、速やかに、前項に定める各業務について、委託を受け又は請負った者とSPCとの間で、各業務に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとする。また、これらの契約を締結させる場合、契約締結日の14日前までに調印予定の契約書面の写しを、契約締結日後の7日以内に調印済みの書面の写しを、それぞれ市に提出するものとする。

3 SPCから各業務を受託し又は請け負った者は、当該受託し又は請け負った業務を、誠実に実施しなければならない。

4 設計企業、建設企業、工事監理企業、開業準備企業、維持管理企業及び付帯事業企業は、本件事業期間中、SPCとの間で締結する第1項から第3項までの各契約の契約上の地位について、市並びにSPC及びすべての落札者構成企業の事前の書面による承認がない限り、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。

5 設計企業、建設企業、工事監理企業、開業準備企業、維持管理企業及び付帯事業企業は、第1項から第3項までの各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合であっても、各契約に定める条件を遵守させなければならず、また、これらの各契約に基づき受託し又は請け負った業務の全部を第三者に行わせてはならない。

(第三者委託等における暴力団等の排除措置)

第10条 落札者及び落札者構成企業は、SPCから前条の各契約に基づき受託し又は請け負った各業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市に報告しなければならない。

¹ 設計企業

² 建設企業

³ 工事監理企業

⁴ 開業準備企業

⁵ 維持管理企業

⁶ 付帯事業企業

- 2 落札者及び落札者構成企業は、本件事業の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下、この項において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を市に報告し、警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。落札者構成企業が、SPC から前条の各契約に基づき受託し又は請け負った各業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。
- 3 市は、落札者構成企業が、SPC から前条の各契約に基づき受託し又は請け負った各業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、落札者に対し、SPC をして当該落札者構成企業において当該第三者との間で契約を締結させないようにするべき措置をとることを求めることができ、当該落札者構成企業に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう求めることができる。

（事業契約不調の場合における処理）

第 11 条 落札者又は落札者構成企業の責めに帰すべき事由により、本件事業契約の仮契約が令和 8 年 2 月 10 日までに、本件事業契約の本契約が令和【 】年【 】月【 】日までに締結に至らなかった場合、以下のとおりとする。

- (1) 市は、既に市及び落札者又は落札者構成企業が本件事業の公募に関して支出した費用、本件事業の準備に関して支出した費用その他の本件事業関連費用は全て落札者又は落札者構成企業の負担とするほか、落札者及び落札者構成企業に対し、違約金を請求することができるものとする。違約金の額は、第 8 条第 4 項、同条第 5 項第 3 号若しくは第 4 号又は第 10 条に規定する場合は、落札価格（税込額）の 100 分の 10 に相当する額とし、その余の場合は、落札価格（税込額）の 100 分の 5 に相当する額とする。この場合、落札者及び落札者構成企業は連帯して当該違約金を支払う。他方で、市は何らの責任も負わないものとする。
 - (2) 前号の規定は、市に生じた損害額が同号に規定する金額を超える場合、市が落札者及び落札者構成企業に対し、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。この場合、落札者及び落札者構成企業は連帯して当該賠償金を支払う。
 - (3) 落札者又は落札者構成企業が前 2 号の違約金又は賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、落札者及び落札者構成企業は、未払額につき、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、本基本協定締結日における支払遅延防止法の率で計算した金額を遅延損害賠償金として、連帯して市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。
- 2 市の責めに帰すべき事由により、前項に定める日までに事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び落札者又は落札者構成企業が本件事業の公募又は本件事業の

準備等に関して支出した費用その他一切の損害又は増加費用等については、市と落札者の協議によって、市が合理的な範囲の賠償義務を負う。その支払期限は、市と落札者との間の協議により決定することとし、市が当該賠償金を所定の期日までに支払わないときは、未払額につき、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した金額を遅延損害賠償金として、支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

- 3 市と落札者及び落札者構成企業のいずれの責めにも帰すべからざる事由により第 1 項に定める日までに本件事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び落札者又は落札者構成企業が本件事業の公募又は本件事業の準備等に関して支出した費用その他一切の損害又は増加費用等については、各自これを負担するものとして相互に債権債務関係が生じないことを確認する。
- 4 本件事業契約の本契約の締結に関する議会の議決が得られなかったために令和【 】年【 】月【 】日までに事業契約の締結に至らなかった場合のうち、落札者又は落札者構成企業の責に帰すべき事由により議会の議決が得られなかった場合は、第 1 項に定めるとおりとし、市の責に帰すべき事由により議会の議決が得られなかった場合は、第 2 項に定めるとおりとし、市と落札者及び落札者構成企業のいずれの責めにも帰すべからざる事由により議会の議決が得られなかった場合は、前項に定めるとおりとする。
- 5 本件事業契約の締結に至らなかった場合において、落札者は、公表済みの書類を除き、本件事業に関して市から交付を受けた書類及びその複写物（落札者構成企業が市から交付を受けたものを含む。）をすべて返却しなければならない。
- 6 前項の場合において、落札者は、本件事業に関して市から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物（落札者構成企業が作成等をしたものを含む。）をすべて破棄しなければならない。この場合において、落札者は、落札者が返却した資料等の一覧表及び廃棄した資料等の一覧表を市に提出し、破棄した資料等については破棄した旨の報告を書面により行うものとする。

（賠償金）

第 12 条 落札者及び落札者構成企業は、本件事業契約締結後において、本入札手続に関し、第 8 条第 4 項各号のいずれかの事由が生じたときは、市が本件事業契約を解除するか否かにかかわらず、連帯して、落札価格（税込額）の 100 分の 10 に相当する金額に、本件事業契約上の業務の対価の支払が完了した日（本件事業契約上の業務の対価を分割して支払う場合において、その全部の支払が完了していないときは、当該構成企業が第 8 条第 4 項各号のいずれかに該当した日の直前の支払日）を起算日とする本件事業契約締結の日における支払遅延防止法の率により計算した遅延損害金を加算した額の賠償金を市に支払う。契約期間終了後も同様とする。

- 2 前項の場合において、市が被った損害の額が前項の賠償金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について落札者又は落札者構成企業に損害賠償請求を行うことができる。この場合、落札者及び落札者構成企業は連帯して賠償金を支払う。

(連帯責任及び代表企業の義務)

- 第13条 代表企業は、落札者構成企業を統括し、これらの企業をして、SPCに対し、第9条に基づき落札者構成企業が受託し又は請け負った業務につき、法令等、入札説明書等及び提案書類に従って誠実に履行させる義務を負う。
- 2 本基本協定において別段の定めがある場合を除き、代表企業は、本基本協定に基づく市と落札者との間での義務の履行、権利の行使、意思表示又は通知等につき、落札者を代表し代理する。
 - 3 落札者構成企業は、第9条に基づき当該企業がそれぞれ受託し又は請け負った業務の範囲内で、SPCが市に対して負担する債務につき、SPCと連帯して当該債務を負担する。
 - 4 設計企業が複数存在する場合、当該各企業は、自己以外の設計企業が前項に基づき市に対して負担するすべての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任（履行保証責任を含む。）を負い、建設企業、工事監理企業、開業準備企業、維持管理企業又は付帯事業企業がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。
 - 5 本条各項の定めは、本基本協定、本件事業契約その他において、別途、落札者構成企業の連帯責任を加重して定める規定を排除するものではない。

(秘密保持)

- 第14条 市及び落札者構成企業は、本基本協定に関する事項につき、相手方の事前の書面による同意を得ずして、これを自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント、並びに本件事業に関しSPCに融資する金融機関及びその代理人以外の第三者に開示しないこと及び本基本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、法律の規定により裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、落札者構成企業が相手方に守秘義務を負わせた上で本件事業に関する資金調達に必要かつ合理的な範囲で開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(有効期間)

- 第15条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日から本件事業契約の契約期間の終了時までとし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本件事業契約の締結に至らなかった場合には、本件事業契約の締結不調が確定した日（市が

本件事業契約の締結に至る可能性がないと判断して代表企業にこの旨を通知した日)をもって本基本協定の有効期間は終了するものとする。

- 2 本基本協定の有効期間の終了後も、第 11 条から前条まで及び次条の規定の効力は存続するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 16 条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本基本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 17 条 本基本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じ市と落札者が協議の上、定めるものとする。

以上を証するため、本協定書を●通作成し、市及び落札者構成企業は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年●月●日

(市)

東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市

代表者 東大阪市長 野 田 義 和 印

(事業者)

(住所)

[]会社 (代表企業)

代表取締役 印

(住所)

[]会社 (構成企業)

代表取締役 印

(住所)

[]会社（構成企業）
代表取締役 印

（住所）

[]会社（構成企業）
代表取締役 印

（住所）

[]会社（協力企業）
代表取締役 印

（住所）

[]会社（協力企業）
代表取締役 印

別紙 定義集

本基本協定における用語の定義は、この協定で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。

1. 「本件事業契約」とは、本件事業の実施に関し市と SPC との間で締結される契約をいう。
2. 「個人情報保護法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をいう。
3. 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
4. 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
5. 「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）をいう。
6. 「暴排条例」とは、東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第 2 号）をいう。
7. 「暴排条例施行規則」とは、東大阪市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年東大阪市規則第 40 号）をいう。
8. 「暴力団」とは、暴排条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
9. 「暴力団員」とは、暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。
10. 「暴力団密接関係者」とは、暴排条例第 2 条第 3 号、暴排条例施行規則第 3 条に規定する暴力団密接関係者をいう。
11. 「暴力団等」とは、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者をいう。
12. 「支払遅延防止法の率」とは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率をいう。
13. 「本件事業期間」とは、本件事業契約で定められた本件事業の期間をいう。ただし、本件事業の完了日以前に解除その他の事由により本件事業契約が終了した場合には、本件事業契約の本契約の締結日から本件事業契約が終了した日までの期間をいう。
14. 「本入札手続」とは、本件事業に関して実施された総合評価一般競争入札による民間事業者の選定手続をいう。
15. 「実施方針」とは、本件事業に関し令和【 】年【 】月【 】日に公表された実施方針（ただし市が修正して公表した場合は最終のものをいう。）
16. 「入札説明書等」とは、本入札手続に関し、令和【 】年【 】月【 】日に公表された入札説明書及び入札説明書に添付された要求水準書、落札者決定基準、様式集、その他入札説明書と合わせて公表又は配布された資料（いずれも市が修正して公表した場合は最終のものをいう。）並びに入札説明書等の公表後に受け付けられた質問に対して市が行った回答及び回答とともに公表又は配布された資料をいう。
17. 「提案書類」とは、本入札手続において、落札者が市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他落札者が本件事業契約の本契約締結までに市に提出する一切の書

類をいう。

18. 「落札価格（税込額）」とは、落札者とされた応募者が本件事業に関し本入札手続の応募の際に提示した額（税込額）をいう。
19. 「落札者」とは、本入札手続により、落札者と決定された、代表企業【 】、構成企業【 】、同【 】及び同【 】、並びに協力企業【 】、同【 】及び同【 】で構成された本入札手続の参加グループをいう。
20. 「SPC」とは、本件事業を遂行することを目的として設立される特別目的会社をいう。
21. 「代表企業」とは、落札者を構成する企業であり、SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業であり、入札参加グループを代表し入札手続を行う企業である【 】をいう。
22. 「構成企業」とは、落札者を構成する企業であり、SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業である【 】、【 】及び【 】をいう。なお、代表企業を含まないものとする。
23. 「協力企業」とは、落札者を構成する企業であり、SPC から直接業務の受託・請負をし、SPC には出資しない企業である【 】、【 】及び【 】をいう。
24. 「落札者構成企業」とは、代表企業、構成企業及び協力企業の総称をいう。
25. 「設計業務」とは、入札説明書の「Ⅱの5(4)①」に規定する業務をいう。
26. 「建設・工事業務」とは、入札説明書の「Ⅱの5(4)②」に規定する業務のうち、工事監理業務と工事監理業務を実施するうえで必要な関連業務を除く業務をいう。
27. 「工事監理業務」とは、入札説明書の「Ⅱの5(4)②」に規定する業務のうち、工事監理業務と工事監理業務を実施するうえで必要な関連業務をいう。
28. 「開業準備業務」とは、入札説明書の「Ⅱの5(4)③」に規定する業務をいう。
29. 「維持管理業務」とは、入札説明書の「Ⅱの5(4)④」に規定する業務をいう。
30. 「付帯事業業務」とは、入札説明書の「Ⅱの5(4)⑤」に規定する業務をいう。
31. 「設計企業」とは、落札者構成企業のうち、設計業務を担当する者として届け出られた【 】をいう。
32. 「建設企業」とは、落札者構成企業のうち、建設・工事業務を担当する者として届け出られた【 】をいう。
33. 「工事監理企業」とは、落札者構成企業のうち、工事監理業務を担当する者として届け出られた【 】をいう。
34. 「開業準備企業」とは、落札者構成企業のうち、開業準備業務を担当する者として届け出られた【 】をいう。
35. 「維持管理企業」とは、落札者構成企業のうち、維持管理業務を担当する者として届け出られた【 】をいう。
36. 「付帯事業企業」とは、落札者構成企業のうち、付帯事業業務を担当する者として届け出られた【 】をいう。

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

出資者保証書

東大阪市(以下「市」という。)及び【 】(以下「PFI事業者」という。)の間において、令和8年【 】月【 】日付けで仮契約が締結された東大阪市(仮称)こどもセンター・図書館複合施設整備事業に係る事業契約(以下「本件事業契約」という。)及びその本契約に関して、株主である【 】、【 】、【 】及び【 】(以下「当社ら」という。)は、市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、本件事業契約に定めるとおりとします。

記

- 1 PFI事業者が、令和8年【 】月【 】日に、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点におけるPFI事業者の発行済株式総数は【 】株であること。
(2) 本日時点における当社らの保有するPFI事業者の株式の総数は【 】株であり、そのうち【 】株は【 】が、【 】株は【 】が、【 】株は【 】が、【 】株は【 】が、それぞれ保有すること。
(3) 本日時点における当社ら以外の者が保有するPFI事業者の株式の総数は【 】株であり、そのうち【 】株は【 】が、【 】株は【 】が、それぞれ保有すること。
- 3 (1) 代表企業は、出資者中最大の出資割合を持つこと。
(2) 代表企業及び構成企業の出資割合の合計が、出資額全体の50%を超えること。
(3) 代表企業が保有する議決権の割合が、PFI事業者の総株主の議決権のうち最大の割合となること。
(4) 代表企業及び構成企業が保有する議決権の合計割合が、PFI事業者の総株主の議決権の50%を超えること。

- 4 PFI 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社は、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の出資割合及び議決権保有割合の維持が可能か否かを考慮した上で、その保有する議決権を行使すること。
- 5 当社は、本件事業契約が終了する時まで PFI 事業者の株式を保有するものとし、市の書面による事前の承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する PFI 事業者の株式の全部又は一部につき譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合においても、市の事前の書面による承諾を得て行うこと。市の承諾を得て、当社らが保有する PFI 事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の原本証明付き写しを、市に提出すること。

以上

(住所)
[]会社 (代表企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社 (構成企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社 (構成企業)
代表取締役 印

(住所)
[]会社 (構成企業)
代表取締役 印

別記 様式第2号(第3条第4項、第4条第3項関係)

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

誓約書

東大阪市(以下「市」という。)及び【 】(以下「PFI事業者」という。)の間の東大阪市東大阪市(仮称)こどもセンター・図書館複合施設整備事業に係る事業契約(以下「本件事業契約」という。)に関して、当社は、市に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、本件事業契約に定めるとおりとします。

記

- 1 本日時点において、当社が保有するPFI事業者の株式の総数は、【 】株であること。
- 2 当社は、本件事業契約が終了する時までPFI事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。また、市の承諾を得て、当社が保有するPFI事業者の株式の譲渡、担保権等の設定、その他の処分をする場合、処分に係る契約の締結後速やかに、当該処分に係る契約書の写しを、市に提出すること。
- 3 当社が保有するPFI事業者の株式を譲渡する場合、当該譲渡と同時に譲受人からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し市に提出すること。

以上

【会社名】

【住所】

【役職・代表者氏名】